

事後審査事案の傾向・事例

(輸出貿易管理令別表第2及び輸入貿易管理令に基づく輸出入承認の事後審査)

令和7年5月
経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部 貿易管理課

1. 違反原因の傾向
2. 違反貨物の傾向
3. 違反原因別の事例の概要
4. 違反個別事例

(1)取引別の事例

- ①少額特例、②いわゆる迂回輸出入(迂回輸出(仕向地)、迂回輸入(原産地、船積地域))、
③インターネット売買(個人輸入、個人経営)

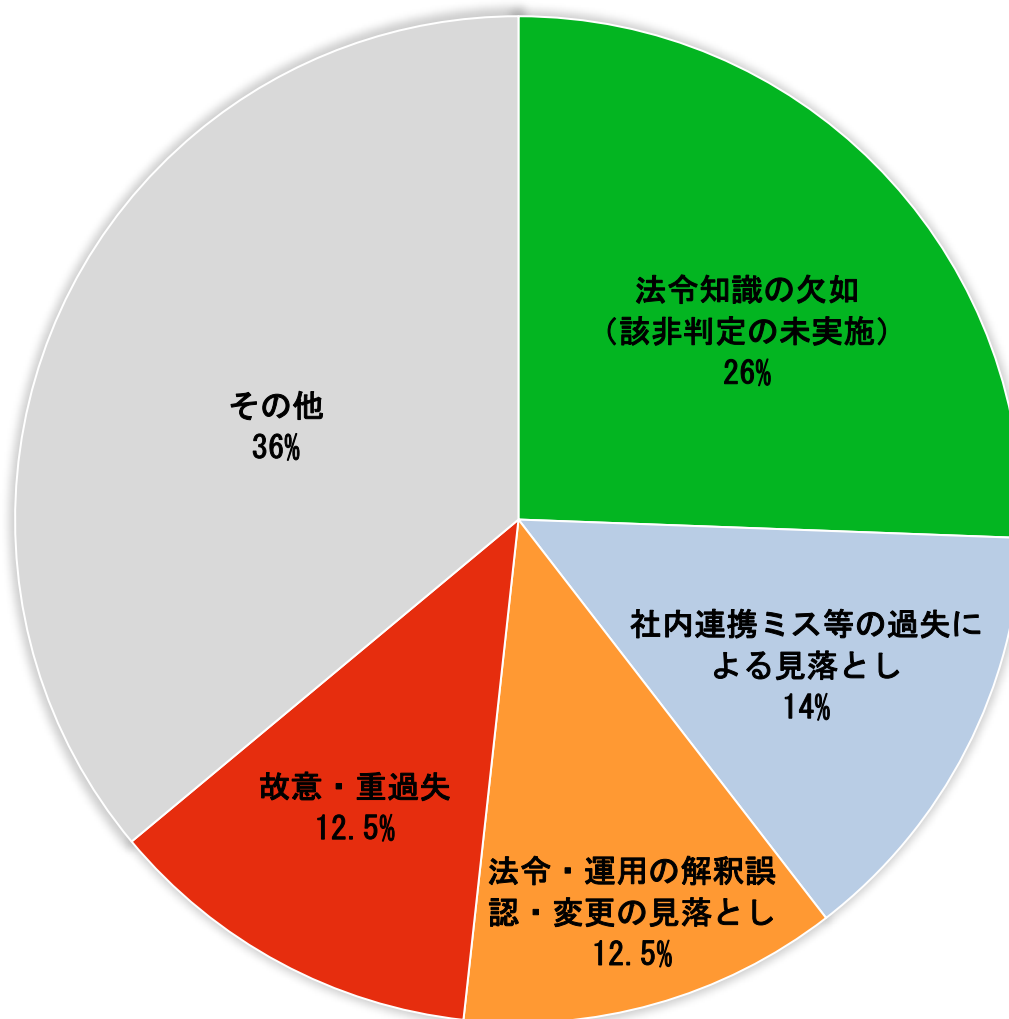
(2)貨物別の事例

- ①ワシントン条約規制貨物、②特定有害廃棄物、③水銀、④水産物、⑤皮革等の委託加工、
⑥麻薬等原材料、⑦放射性同位元素含有製品、⑧制裁

※輸出貿易管理令別表第1等の輸出許可にかかる事後審査については、「[安全保障貿易管理HP](#)」を参照。

※青文字下線の箇所は関係Webサイトにリンクが設定してあります。

1. 違反原因の傾向(2020年4月～2025年3月)

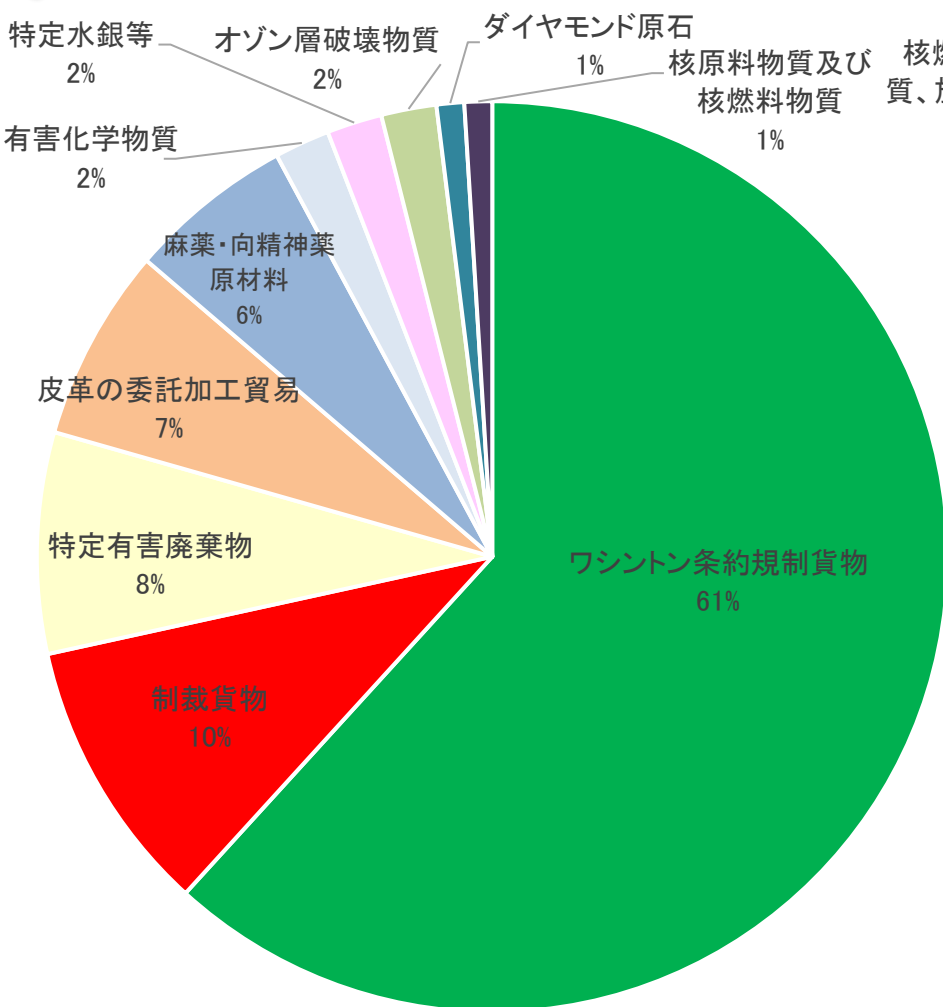


貿易管理課調べ

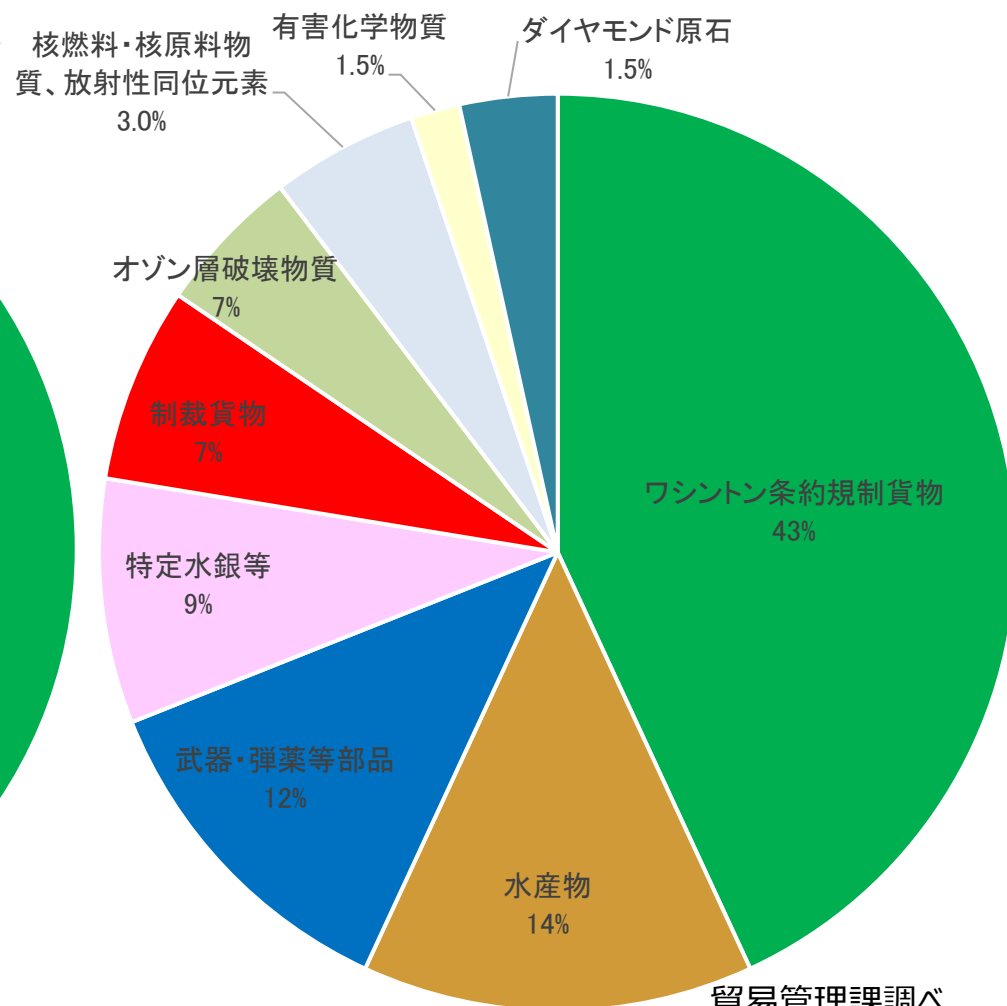
(注) 該非判定(がいひはんてい)
輸出入しようとする貨物が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

2. 違反貨物の傾向(2020年4月～2025年3月)

輸出



輸入



3. 違反原因別の事例の概要

(1) 法令知識の欠如（該非判定未実施）

事例の概要	補足
・従来と異なる種類の塗料を輸出することになったが、<u>その成分等を確認することなく漫然と輸出した</u>。当該塗料はロッテルダム条約で規制している〇〇が含まれていたため、輸出承認が必要だった。	・輸出入する場合には、必ずその製品が規制貨物か否かの確認が必要です。（該非判定） ・メーカー等からその製品の情報を取得して（化学物質の場合はSDS（安全データシート）の入手等）自ら確認することが重要です。
・初めて△△を輸出することになったが、何らかの手続きが必要であれば、通関手続きを依頼した通関業者等から、指示や指摘があるものと思い込み、自社で法令確認・該非判定を行わず輸出した。△△には、モンリオール議定書で規制されている〇〇が含まれていたため、輸出承認が必要だった。	・運送や輸出入の手続きを他社に依頼する場合でも、輸出入者が責任をもって法令確認を行う必要があります。無承認輸出入の場合には、手続きを行った通関業者でなく、輸出入者が外為法違反に問われます。

（注）規制貨物

輸出貿易管理令や輸入貿易管理令に基づき、輸出入に際し承認等が必要な貨物。

(2) 社内連携ミス等の過失

事例の概要	補足
・ワシントン条約対象である製品について、海外事業を担当する部署が輸出承認が必要であることに気付いたが社内共有されなかったため、別の事業部が必要な手続きをすることなく輸出してしまった。	・輸出入する場合には、必ずその製品が規制貨物か否かを確認し、社内でも共有することが必要です。 ・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等に伴う法令・運用の改正により、輸出入承認の手続きが変わる場合もありますので、常に、最新情報を社内でも共有する体制を整備することが重要です。
・該非判定の実施にかかる社内フローを作成したものの、社内周知が不十分であったため、本来確認すべき部署とは異なる部署に確認をし、間違った情報が提供され、正しく該非判定が行われなかった。	・輸出入手続きについて社内規程を作成されても、正しく共有されていないと、間違った判断につながります。 ・社内規程が正しく運用されているかを確認するためにも定期的な監査、社員教育を実施することも重要です。

(3) 法令・運用の解釈の誤認

事例の概要	補足
＜少額特例の解釈＞ ・硫酸（濃度98%、輸出統計品目表第28・07項）の輸出に際して契約額は30万円超だったが、<u>分割輸出すると個々の税関申告額が30万円以下となるので少額特例が適用できると誤認し</u>、輸出承認を得ることなく輸出した。少額特例が適用されるか否かを判断する額は契約額なので、輸出承認が必要だった。	・規制貨物でも輸出貿易管理令別表第7により一定の契約額以下の場合には輸出承認が不要の場合があります（本資料3(1)参照）。 ・<u>輸出を分割し税関申告額が一定額以下なら少額特例が適用できると誤認し、違反</u>となり、税関の事後調査で発覚、通報されるケースが散見されます。
＜手続誤認＞ ・ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種を原材料とする製品をA国から輸入することになったが、<u>手続きが必要なのは輸出国のA国のみで、輸入国の日本では手続きが不要だと誤認</u>して輸入した。日本でも、税関で輸出国管理当局の発行したCITES許可書の通関時確認が必要だった。	・<u>輸入国、輸出国それぞれの法令に従った手続きを行う必要があります。</u> ・ワシントン条約で規制されている貨物を輸入する際には、輸出国管理当局からCITES許可書を取得するだけでなく、日本でも附属書の区分等により、輸入承認、事前確認又は通関時確認が必要です。
＜該非誤認＞ ・ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種のサルのDNAをA国から輸入することになったが、増殖可能なもののため規制対象外だと<u>誤認</u>して輸入承認を得ることなく輸入した。	・ワシントン条約では、輸出入する貨物が生体やはく製である場合のみならず、<u>貨物の一部に使用されているものや粉末等</u>に加工したもの、エキス、DNA、ホルモンなどの<u>抽出物</u>であっても、附属書掲載種が含まれている場合は規制対象となります。

(*)CITES:

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

(注)CITES(*)許可書(さいてすきょかしょ)
ワシントン条約に基づく輸出許可書等。

(4) 法令・運用の変更の見落とし

事例の概要	補足
・製品を初めて輸出したX年前には該非判定を行い、<u>非該当だった</u>ので、<u>非該当品として輸出を継続していたが</u>、X年X月に□□条約が改正され、<u>外為法規制貨物となったことに気づかず</u>、無承認で輸出してしまった。	・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等により、法令・運用が改正され<u>規制貨物に変更・追加</u>されることがあります。<u>定期的もしくは輸出入の都度^(注)、最新の法令、規制内容を確認する必要があります</u>。(「貿易管理HP 新着情報一覧」等を参照)
・従来より△△を、<u>税関での通関時確認を受けて輸入していたが</u>、X年X月から<u>経済産業大臣の事前確認が必要となったことに気づかず</u>、適切な確認を受けずに輸入してしまった。	・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等に伴う法令・運用の改正により、<u>輸出入承認の手続きが変わる</u>場合があります。<u>定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認する必要があります</u>。(「貿易管理HP 新着情報一覧」等を参照)

(注)

例えば、国際連合安全保障理事会決議に基づく貿易制限措置などは、その措置内容の公布から実施(施行)までの期間が短い場合がありますのでご注意ください。

4. 違反個別事例

(1)取引別の事例 ①少額特例

違反事例：

麻薬等原材料に指定されている化学物質の輸出の際、1回の輸出額が30万円以下であるため、少額特例が適用になると思い、輸出承認を得ることなく輸出した。少額特例は、1つの輸出契約額が30万円以下である場合に適用となり、分割して輸出した場合の1回の輸出額ではないことを理解していなかった。

- 輸出貿易管理令別表第2の輸出承認が必要な貨物の輸出であっても、次ページ別表第7のとおり、契約額によっては少額特例が適用されて輸出承認を得る必要がない場合があります。
- しかし、誤った解釈により少額特例が適用されると誤認して輸出承認を得ずに輸出してしまい、違反(無承認輸出)となるケースが少なくありませんので、ご注意ください。
(「[貿易管理HP 麻薬又は向精神薬原材料等の輸出に関するFAQ](#)」を参照)

(1)取引別の事例 ①少額特例(つづき)

<輸出貿易管理令第4条第3項(抄)>

第2条第1項第1号(輸出の承認)の規定は総価額が別表第7に掲げる貨物の区分に応じ、同表に掲げる金額以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

<別表第7(抄)>

貨物の区分	少額特例対象品目	金額
別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン)、塩化水素の水溶液(塩酸)、トルエン、硫酸	30万円
別表第2の19及び33の項の中欄に掲げる貨物	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第2条第1項に規定する血液製剤、うなぎの稚魚	5万円
別表第2の30及び34の項の中欄に掲げる貨物	しいたけ種菌、冷凍のあさり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、はまぐり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、いがい(仕向地がアメリカ合衆国のもの)	3万円

なお、少額特例は、

①総価額(契約額。なお、輸出申告額ではありません。))にて判定。

②円貨への換算率は、契約締結日の属する月の換算率(基準外国為替相場および裁定外国為替相場)を適用。
しますので、ご注意ください。

(1)取引別の事例 ②いわゆる迂回輸出(仕向地)

違反事例:

北朝鮮在住の知人から注文を受け、日用品を中国を経由して北朝鮮に輸出することになった。中国到着以降の手配は知人に任せていたので、中国向けに輸出すると税関へ輸出申告し、輸出許可を受け輸出した。

当該輸出の仕向地は北朝鮮であり、北朝鮮を仕向地とする輸出は全面禁止とされているため、本来は輸出できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、原則として、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、外為法の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止しています。
- **外為法上の「仕向地」とは、輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は領域を指します。**
([輸出貿易管理令の運用について\(輸出注意事項62第11号\)](#)別表第3の1-4-1「仕向地」参照)
- 事例のように、最終的に北朝鮮に貨物が陸揚げされることを認識している場合、仕向地は北朝鮮であり、第三国を経由する場合であっても外為法違反(無承認輸出)になります。
- 第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出については、その防止・取締りのため、経済産業省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- ロシアを仕向地とする輸出についても、外為法の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止している貨物もあります。最新情報は「[貿易管理HP 対北朝鮮制裁関連](#)」、「[貿易管理HP対ロシア等制裁関連](#)」等を参照。

(1)取引別の事例 ②いわゆる迂回輸入(原産地、船積地域)

違反事例:

中国で開催された商談会で、中国の企業から紹介を受けた北朝鮮産の水産物の購入を決め、中国を経由して日本に輸入した。

当該貨物の原産地は北朝鮮であり、北朝鮮を原産地又は船積地域とする輸入は全面禁止とされているため、本来は輸入できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、原則として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、外為法の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止しています。
- **外為法上の「原産地」とは、当該貨物の生産、製造又は加工の行われた場所の属する国又は地域を指します。「船積地域」とは、原則、現実に貨物の船積の行われた港の属する国又は地域をいい、輸入者が指定し、船荷証券に記載された船積港を認定の基準とします。**([原産地及び船積地の解釈について\(輸入注意事項34第10号\)](#)参照)
- 事例のように、仮に中国において貨物の積替、検品、パッケージ等を行ったとしても(船積地域が中国の場合でも)、当該貨物の原産地は北朝鮮であり、外為法違反(無承認輸入)になります。
- 第三国を経由した北朝鮮からの迂回輸入については、その防止・取締りのため、経済産業省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- ロシアを原産地又は船積地域とする輸入についても、外為法の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止している貨物もあります。最新情報は「[貿易管理HP 対北朝鮮制裁関連](#)」、「[貿易管理HP対ロシア等制裁関連](#)」等を参照。

(1)取引別の事例 ③インターネット売買(個人輸入)

違反事例:

海外製品の輸入販売を行っている個人事業者が、海外のインターネットサイトを利用してヘビ革バンドの腕時計を購入し、外国から直接自宅あてに国際郵便等で送付してもらうことになったが、輸入に係る法令、手続きについて特に確認しなかった。ヘビ革バンドの腕時計にはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているニシキヘビの革が使用されており、輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入時に日本の税関において通関時確認を受ける必要があった。

- 個人や個人事業者であっても、外為法の規定に基づく承認等が必要な貨物であるかどうか、輸入者として責任を持って法令確認し、法令に従った輸入手続きを行う必要があります。
- 購入(輸入)しようとする貨物がワシントン条約附属書掲載種であるか否か、該当する場合は商業取引が可能なものか等を予め確認するとともに、販売者(輸出者)に対し、CITES許可書を取得した上での販売であるか、適切な輸入手続きを行うことができる発送方法であるか等を確認する必要があります。
- 例としてワシントン条約規制貨物を取り上げていますが、その他の輸入規制貨物を外国から購入・輸入する(自分宛てに国際郵便等で配達される)場合についても、同様に輸入者として法令に従った輸入手続きを行わなければなりません。
- 輸入規制貨物、手続きは、「[貿易管理HP 輸入承認対象貨物一覧](#)」を参照。

(1)取引別の事例 ③インターネット売買(個人経営)

違反事例:

海外向けインターネット販売を行っている個人事業者が、海外から注文のあった時計を外国の注文者の自宅あてに国際郵便等で送付することになったが、輸出に係る法令、手続きについて特に確認しなかった。この時計にはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているアリゲーターの革が使用されており、輸出承認証及びCITES許可書を取得する必要があった。

- 個人や個人事業者であっても、外為法の規定に基づく承認が必要な貨物であるかどうか、輸出者として責任を持って法令確認し、法令に従った輸出手続きを行う必要があります。
- 販売(輸出)しようとする貨物がワシントン条約附属書掲載種であるか否か、該当する場合は商業取引が可能なものか等を予め確認する必要があります。
- 例としてワシントン条約規制貨物を取り上げていますが、その他の輸出規制貨物を外国へ輸出する場合についても、同様に輸出者として法令に従った輸出手続きを行わなければなりません。
- 輸出規制貨物、手続きは、「[貿易管理HP 輸出承認対象貨物一覧](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ①ワシントン条約規制貨物(輸出一楽器)

違反事例:

鍵盤に象牙が使用されていればワシントン条約規制対象貨物となるため、剥離してから輸出する社内手順となっていたものの、十分な知識のない従業員が象牙が使用されていることを見逃してしまい、ワシントン条約附属書 I 該当の象牙の鍵盤を外すことなく、輸出した。

- 貨物別の違反ではワシントン条約規制対象貨物の違反が最も多く、直近5年間では輸出・輸入ともに違反事案総数の過半数を占めています。
- ワシントン条約規制対象貨物を輸出する場合には、附属書の区分等により日本国管理当局からワシントン条約に基づくCITES許可書の発行を受けるとともに、経済産業大臣の輸出承認を受ける必要があります(特例に該当する場合を除く)。
- また、ワシントン条約附属書 I 掲載種は商業目的の国際取引は原則禁止されています。取引が認められるのは以下の該当する場合のみです。
 - 学術研究目的のもの(事前の輸入許可証の取得も必要です。)
 - 共同保護計画に基づくもの
 - 繁殖施設において人工繁殖したもの(動物にあっては登録した施設)
 - 条約適用前に取得したもの
 - サーカスなどの移動展示
- 象牙の取引については国際的に問題視されていることから、違法な象牙の国内取引を防止するための管理制度の創設を行い、その適切な運用に努めています。
「経済産業省HP 象牙等はルールを守って取引しましょう!」を参照。

(2) 貨物別の事例 ①ワシントン条約規制貨物(輸出一化粧品・日用品)

違反事例:

日本で市販されている化粧品(最終製品)を仕入れ、輸出することになった。当該化粧品にアロエが含まれていること、特定のアロエはワシントン条約附属書に掲載されており、輸出貿易管理令において規制されていることは知っていたが、当該製品は日本国内で広く販売、使用されているものなので輸出しても問題ないと思いこみ、十分な成分・材料の確認を行わず輸出した。実際にはキダチアロエ(附属書Ⅱ)が使用されており、輸出承認等が必要だった。

- アロエ属全種は、ワシントン条約附属書Ⅱに掲載されており、輸出入には承認等の手続きが必要です。品種によっては、附属書Ⅰに掲載され、より厳しい規制がなされているもの、逆にアロイ・ヴェラ(アロエベラ)のように、規制対象外となっているものもあります。成分・材料を正確に把握し、適切に該非判定を行う必要があります。
- 事例のキダチアロエ(附属書Ⅱ)含有の化粧品を輸出する場合には、経済産業大臣の輸出承認を受け、ワシントン条約に基づくCITES許可書を取得する必要があります。
- この他、ラン、サボテン、キャビアエクス等を成分・材料として使用した化粧品の輸出入で違反する事例が散見されますので、注意が必要です。
- なお、化粧品等に使用されているキャンデリラワックス(エウフォルビア・アンティスユフィリティカ:トウダイグサ属:附属書Ⅱ)は、平成22年6月23日から小売取引用に包装された完成品に限り、規制対象外となっております。
- ワシントン条約の輸出手続きについては、「[貿易管理HP ワシントン条約規制対象貨物の輸出承認手続き](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ①ワシントン条約規制貨物(輸出一日用品)

違反事例:

海外企業からワシントン条約附属書Ⅱに該当する「ヨシキリザメ」由来のコンドロイチン硫酸を含有するサプリメントの引き合いがあった。今までは国内販売のみであったが、今回初めて海外へ輸出することとなり、輸出関係法令やサプリメントに含有する成分を確認することなく輸出した。海外企業からCITES許可書が必要である旨の連絡を受けて、無承認輸出であることが発覚した。

- ヨシキリザメ等メジロザメ科全種は、ワシントン条約附属書Ⅱに掲載されており、輸出には承認等の手続きが必要です。
- 事例のヨシキリザメ由来コンドロイチン硫酸が含有するサプリメントを輸出する場合には、経済産業大臣の輸出承認を受け、ワシントン条約に基づくCITES許可書を取得する必要があります。
- 事例のサプリメントのほか、食品・医薬品等にも含有している場合がありますので、商品の成分・材料を正確に把握し、適切に該非判定を行う必要があります。
- ヨシキリザメ等の輸出入手続き等については、「ヨシキリザメを始めとするメジロザメ科 54 種の規制開始に伴う輸出入手続き等について」を参照。

(2) 貨物別の事例 ①ワシントン条約規制貨物(輸入ー皮革製品)

違反事例:

日本から一時的に出国し、海外で革製品を購入し、日本に携帯品として輸入することになった。実際には当該革製品にはワシントン条約附属書Ⅰに掲載されているシャムワニの革が使われていたが、素材に何が使われているか特に確認せずに日本に持ち込んだ。

- ワシントン条約規制貨物を輸入する場合は、輸出国当局からワシントン条約に基づくCITES許可書の発行を受けるとともに、日本に輸入する際には附属書の区分等により輸入承認、事前確認、通関時確認を経て輸入する必要があります。
- 事例のように、ワニ・ヘビ・トカゲ等の革を使用した製品の中には、ワシントン条約附属書に掲載されている種の素材が使用されている可能性があります。素材を確認して、該非判定及び必要な手続きを行う必要があります。(※)
- なお、附属書Ⅰ掲載種は、一部の例外を除き、商業取引は禁止されています。

※ 日本から一時的に出国して入国する者が携帯して輸入する貨物については、手続きが不要場合があります。
(「[個人の方向けの特例制度に関する情報](#)」を参照。)



(2) 貨物別の事例 ①ワシントン条約規制貨物(輸入ーラン)(有効期限切れ)

違反事例:

海外の展示会でワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のランを購入し、日本に輸入することになった。寒さに弱い種であったことから、出荷の見合わせを輸出者へ依頼した。その後、輸送に適する気候となったため、改めて出荷を依頼したが、輸出者が取得していたCITES許可書の有効期限が切れていたことに気がつかず、輸入通関を行った。

- CITES許可書には有効期限が設定されています。事例のような違反を回避するためには、あらかじめ輸出者よりCITES許可書の写しを入手し、有効期限を確認してから、輸入を行うことが望ましいです。
- ワシントン条約の輸入手続きについては「[貿易管理HP ワシントン条約規制対象貨物の輸入承認手続き](#)」を参照。
- ワシントン条約の規制の概要や法令の改正情報については、「[貿易管理HP ワシントン条約\(CITES\)](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ②特定有害廃棄物

違反事例：

被覆銅線スクラップを中古利用目的でマレーシアへ輸出を行ったが、マレーシア当局より通報があり、シップバックされた。

輸出したスクラップの検査を行ったところ、廃基板等が含有されていた。

- 被覆銅線スクラップやメタルスクラップなどのミックスメタルを輸出する場合には、廃家電や廃基板などのバーゼル条約で規制する特定有害廃棄物が混入していないか、輸出を行う前に確認を行うことが必要です。
- バーゼル条約の国内担保法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」があり、特定有害廃棄物を輸出する際には、外為法に基づく輸出承認(輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認等)、移動書類の携帯等の義務を規定しています。
- 特定有害廃棄物の輸出については、「貿易管理HP 特定有害廃棄物等の輸出入管理」を参照。

(2) 貨物別の事例 ③水銀(特定水銀使用製品等)

違反事例:

水銀スイッチを初めて輸出した際には該非判定を行い、非該当だったので、非該当品として輸出を継続していたが、水俣条約が発効し、水銀スイッチ及びリレーが外為法規制貨物となったことに気づかず、無承認で輸出してしまった。

- 国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等により、法令・運用が改正され規制貨物に変更・追加されることがあります。定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認する必要があります。
- 特定水銀使用製品等の輸出については、「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品の輸出入管理」を参照。

違反事例:

水俣条約が発効し、水銀スイッチが外為法規制貨物となることを社内で把握しシステム改修を行ったが、改修したシステムにバグがあり、海外取引先から自動的に発送され、無承認で輸入してしまった。

- 規制改正について社内で把握していても、違反が発生してしまうことがあります。海外の取引先にも周知すること、システム改修にも注意が必要です。
- また、日本の水際で防ぐ仕組みを構築することが、違反防止のために望ましいです。

(2) 貨物別の事例 ④水産物(蔵入承認)

違反事例:

冷凍のカニが事前確認の対象品目であることを認識していたが、蔵入承認が仮陸揚特例の範囲外になるとの認識が無く、事前確認を得ずに税関で蔵入承認を受けてしまった。

- 蔵入承認の際は、事前確認が必要です。通常行っている輸入通関とは異なる申告等を行う際は、注意が必要です。
- 輸入承認の特例の1つである「仮陸揚貨物」は、以下の状態にある貨物を指します。
([外国為替及び外国貿易法\(輸入関係\)基本通達\(平成19・03・28貿局第4号\)](#)1-4-3「仮陸揚貨物」参照)
 - ①関税法第21条に規定する仮陸揚貨物
 - ②関税法第30条第1項第二号に規定する他所蔵置貨物
 - ③指定保税地域に搬入される貨物
 - ④保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に搬入し、3月を超えない範囲で(蔵入承認、移入承認又は総保入承認を受けずに)外国貨物のまま蔵置等をする貨物
 - ⑤保税展示場に搬入し、展示等承認を受けるまでの間、蔵置等する貨物
- カニの事前確認等については、[「カニの輸入管理\(事前確認・通関時確認\)」](#)を参照。

(2) 貨物別の事例 ④水産物(有効期限切れ)

違反事例:

輸入割当対象であることを認識しており、当該貨物について輸入割当と輸入承認を受けていたが、ILの有効期間が切れたことを見落として輸入申告手続きを進めてしまった。

- 輸入承認証には有効期間が設定されており、その期間を超えて輸入を行うことはできません。輸入する際は、有効期間内に税関に輸入申告を行ってください。([外国為替及び外国貿易法\(輸入関係\)基本通達\(平成19・03・28貿局第4号\)](#)1-2-5「輸入の承認の有効期間の確認」参照)
- なお、有効期間を延長する必要がある場合は、「[輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について\(輸入注意事項10第49号\)](#)」により延長承認を受けてください。

(2) 貨物別の事例 ⑤皮革等の委託加工

違反事例：

海外の事業者と財布の委託加工契約を締結し、契約に基づき輸出する加工原材料の総額が100万円を超えていたにも関わらず、特に法令を確認せず、日本から加工原材料を輸出した。輸出を開始する前に委託加工貿易契約の輸出承認を取得する必要があった。

- ・ 下記①の加工原材料を輸出して、海外で下記②の指定加工を行い、当該加工品を日本に輸入する場合(皮革等の委託加工貿易)は、輸出承認が必要です。
 - ①加工原材料: 皮革(原毛皮及び毛皮を含む)及び皮革製品の半製品
 - ②指定加工: 革、毛皮、皮革製品(毛皮製品を含む)及びこれらの半製品の製造
- ・ 靴、カバン、財布、革製衣類、ボール(球技用具)などの皮革製品を国内から海外製造に切り替える場合に、本規制を認識せず、無承認で輸出してしまう事例が散見されます。
- ・ なお、契約に基づき輸出する加工原材料の総額(皮革だけでなく、部材(皮革製品の半製品)の価格も含む)が100万円以下の場合には、少額特例により輸出承認は不要です。(船積ごとの加工原材料の金額(税関申告額)ではありませんので、注意してください。)
- ・ 少額特例に該当する場合であっても、ワシントン条約附属書掲載種の皮革等の輸出を行う場合には、ワシントン条約附属書掲載種の輸出としての輸出承認を受けなければなりません。
- ・ 規制の概要、手続きは「[貿易管理HP 委託加工貿易\(革、毛皮、皮革製品等\)](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ⑥麻薬等原材料

違反事例:

海外の会社から塩酸を含む商品の引き合いがあった。当該者が社内で検討した結果、自ら製造することが可能との結論となり、初めて輸出することになった。輸出貿易管理令別表1の該非判定は実施したが、別表2についても該非判定を実施すべきとの認識がなく、輸出承認が必要だったにもかかわらず、承認を得ることなく輸出してしまった。また、取引先が選定した通関事業者の指示に従い輸出手続き等を実施していたが、輸出承認が必要との指摘がなかったため気づくことができなかった。

- 違反事例の多くは、法令知識の欠如(輸出規制があることを知らず、成分の把握や該非判定を行っていなかった)によるものです。輸出者が認識していなくても、貨物に麻薬等原材料に指定されている成分が含まれていることがあります。
- 新たに輸出を始める製品には、規制貨物ではないか(規制物質が含有されていないか)、メーカー等から製品の情報(SDS等)を入手し、確認することが重要です。
- 規制の概要、手続きは「[貿易管理HP 麻薬又は向精神薬の原材料等の輸出](#)」を参照。
- なお、麻薬等原材料の場合、麻薬及び向精神薬取締法により、別途、輸出入を業として行う旨の届出や、貨物によっては輸出入の都度の手続が必要な場合がありますので、注意が必要です。

(参考)「[厚生労働省 地方厚生局 麻薬取締部 麻薬取締官](#)」Webサイト

(2) 貨物別の事例 ⑦放射性同位元素含有製品

違反事例：

ガスタービン点火装置の部品を輸入することになった。この部品には放射性同位元素が含まれており、輸入に際しては輸入通関時に、放射性同位元素等規制法に規定する許可証の写しを税関に提出する必要があったが、それを提出することなく輸入した。

- 放射性同位元素等規制法第二条第二項に定める放射性同位元素が含まれる貨物を輸入する際には、
 - イ. 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあつては、放射性同位元素等規制法第九条第一項に規定する許可証の写し
 - ロ. 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあつては、届出を行ったことを示す証明書を税関に提出しなければなりません。
- また、当該貨物を商社等が輸入する場合、自らが使用していない場合であっても、輸入者が販売届出を行い、その写しを税関に提出しなければならないため、注意が必要です。
- 放射性同位元素等規制法における規制については、「[原子力規制委員会HP:放射性同位元素等規制法とは](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ⑧制裁(北朝鮮)

違反事例①:

北朝鮮に渡航した個人が、北朝鮮を原産地とする酒類を、経済産業大臣の承認を受けずに、自身の手荷物として日本に輸入した。

違反事例②:

北朝鮮在住の知人から日用品の注文を受け、中国を経由して、中国向けに輸出すると税関へ申告し、北朝鮮に輸出した。(再掲)

違反事例③:

中国で開催された商談会で、中国の企業から紹介を受けた北朝鮮産の水産物の購入を決め、中国を経由して日本に輸入した。(再掲)

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、原則として、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、外為法の輸出承認・輸入承認義務を課すことにより、輸出入を禁止しています。
- 事例①のように、たとえ、個人の手荷物(お土産等を含む)であったとしても、外為法違反(無承認輸入)になります。
- 事例②のように、最終的に北朝鮮に貨物が陸揚げされることを認識している場合、仕向地は北朝鮮であり、第三国を経由する場合であっても外為法違反(無承認輸出)になります。
- 事例③のように、仮に中国において貨物の積替、検品、パッケージ等を行ったとしても(船積地域が中国の場合でも)、当該貨物の原産地は北朝鮮であり、外為法違反(無承認輸入)になります。

(2) 貨物別の事例 ⑧制裁(ロシア)その1

違反事例①:

HSコード4016. 93(規制対象外)が付番されていたガasketをロシアへ輸出したが、実際にはHSコード8484. 10(規制対象)のガasketであった。

違反事例②:

規制対象外の産業機械部品を輸出申告して輸出許可を受けたが、天候不良により本船への積込みが遅れた。その間に法令改正が行われ、当該部品が規制対象に変更となったが、既に通関手続を完了していたため、該非の再確認を実施せず輸出した。

- 現在、我が国ではウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、主要国が講じた措置に沿い、貨物の輸出入等禁止措置を講じています。
- 法令改正から施行までの期間が短いため、定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認して下さい。(「[貿易管理HP新着情報一覧](#)」等を参照)
- 事例①のように、見直した結果、従来の認識と異なる場合がありますので、改めてメーカー等から貨物の情報を確認し、該非確認を実施するようにして下さい。
- 事例②のように、税関から輸出許可を受けていた場合でも、法令改正の施行日以降に船積みを行った場合、外為法違反(無承認輸出)となります。
- 対ロシア制裁にかかる最新情報は「[貿易管理HP対ロシア等制裁関連](#)」を参照。

(2) 貨物別の事例 ⑧制裁(ロシア)その2

違反事例③:

ロシアへの輸出が規制されているので、第三国を経由して規制貨物をロシアへ輸出した。輸出者は、ロシア制裁の規制がロシアへの直接輸出のみで、第三国を経由したロシアへの輸出は可能であると法令を安易に誤解釈し、経済産業省に確認することもしなかった。

違反事例④:

ロシア制裁において、600万円を超える乗用自動車等(奢侈(しゃし)品)が規制されていることを認識していた輸出者は、600万円という金額は車両の仕入価格であると誤解釈し、ロシアへ直接輸出した。

※自動車関係では、上記のほか排気量1,900ccを超える乗用車や貨物自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車等が、規制対象になりますのでご注意ください。

- 事例③のように、最終的にロシアに貨物が陸揚げされることを認識している場合、仕向地はロシアであり、第三国を仕向地として輸出することは、いわゆる迂回輸出として外為法違反(無承認輸出)になります。
- 事例④のように奢侈品規制の対象として示される「1単位当たりの金額」とは、輸出の契約に基づく総価額を貨物1単位当たりとして算出したものとしますが、輸出の契約に基づく総価額が、取引の条件等により、輸出時の貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB価格)と異なる場合には、当該FOB価格を貨物1単位当たりとして算出したものを「1単位当たりの金額」として判断します。
- 対ロシア制裁にかかる最新情報や、制裁迂回を防止するための留意点については「[貿易管理HP対ロシア等制裁関連](#)」を参照。